

東大和市役所一階ロビーで
若者向け悪質商法被害防止
キャンペーン月間としての
関連のパネル掲示及び資料の
展示(持ち出し自由)がされて
おりました。

東大和市 消費生活センター

相談日：月～金曜日（祝日・年末年始除く）
相談時間：10時～12時、13時～16時
相談方法：電話・対面（予約優先・相談無料）

東大和市役所3階7番窓口
☎042-563-2111（内線1713）

若者向け 悪質商法被害防止 キャンペーン月間

悪質商法かも!? 勧誘されたら188番

楽しく稼げる サイドビジネス 商法	簡単にもうかる マルチ商法	今日だけ割引 美容に関する トラブル
--------------------------------	-------------------------	---------------------------------

あやしい話には、ご用心! 188 ☎03-3235-1155

次回の 多重債務相談日は 4月9日(水)です

※ 4/4 日午後5時まで予約受付
多重債務は必ず解決できる相談です。
一人で悩まず相談してください。

不安に感じたときは...
迷わず相談してください

問合せ：3階 消費生活センター
042-563-2111（内線1713）

気をつけて!

若者を狙う 悪質商法



悪質業者は、社会経験の浅い若者を狙って、言葉たくみに近づいてきます。若者がターゲットにされやすい消費者トラブルの手口を知り、自分の大切な財産を守る力を身につけましょう。

キャッチセールス

街中でアンケートなどを理由に声をかけ、事務所やイベント会場に連れて行き、サービスや商品の契約をせまる手口です。本来の目的を隠して誘いかけ、呼び込んだあとは逃げられないよう数人で囲み、契約するまで備さないという雰囲気です。



対策

- 道で知らない誰かに誘われてもついていけない。特に「勧められると断りにくい」というタイプの人は絶対にダメ。
- 誘いに応じてしまったから「危ないかも」と気づいたら、とにかくすぐに逃げる。

マルチ商法

販売組織に加入した人が友人や知人を勧誘し、ピラミッド型に会員を増やし商品を販売。「会員を増やせば自動的に利益が得られる」などのうたい文句で誘いますが、入会金や商品の購入代金がかかるうえ、大量の商品在庫を抱えてしまう場合がほとんどです。



対策

- 「自動的にもうかる」「月に100万円稼ぐ人もいる」などの甘い言葉は疑ってかかること。
- 知人や先輩から勧誘されても、「断りにくい」などと遠慮しない。あやしいと感じたらキッパリ断ろう。

架空請求

「アダルトサイト入会金」や「出会い系サイト利用料」などの名目で、利用した覚えのないサービスの利用料などを請求してきます。請求方法は、ハガキのほかにメールや電話もあり、「最終通告」「○日までに連絡がこなければ裁判所に～」などと脅してきます。



対策

- 架空請求の一番の対策は、無視すること。書かれている電話番号にごちから連絡してしまうと、個人情報を知られてしまうため、一切連絡しない。

トラブルを防ぐ契約チェックポイント

一度結ばれた契約は消費者の一方的な都合で破棄することはできません。契約は内容をよく確認し、きちんと理解した上で結ぶことが大切です。

- 商品やサービスは本当にいま必要なものか
- 商品やサービスは金額に見合うものか
- 商品やサービスの代金は支払える額か
- 商品やサービスについて詳しく説明を受けたか
- 他の商品やサービス、業者と比べてみたか
- 口頭でした約束や確認事項は契約書に明記されていたか
- 商品やサービスについて内容を理解しているか
- 保証期間、返品や中途解約の有無は確認したか
- 契約を守らなかったときの損害賠償や違約金は確認したか



困ったときには、すぐご相談ください

消費者ホットライン ☎188 (イヤヤ!)
お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります

東大和市消費生活センター 電話 042-563-2111 (内線 1713)

気を付けて！ぼくたちわたしたちもねらわれていきます！！

最近、小・中学生が消費者トラブルにあい、お金を請求されたり怖い思いをさせられたりする事件が増えています。消費者トラブルは大人だけの問題ではありません。ぼくたち、わたしたちもまき込まれるキケンがあります。どうしたら消費者トラブルから自分を守るか、考えてみましょう。



ワンクリック詐欺に注意！！



入会や登録をしていないのに、そのサイトを見ただけで勝手に入会させられて、高い利用料金を請求されるのが「ワンクリック詐欺」です。サイトを見ただけでお金を請求することは、法律で禁止されています。絶対にお金を振り込んではいけません！

対策

無視してサイトを閉じ、そのサイトは見ないようにしましょう。サイトを閉じても「振り込んでください」などの画面が表示される場合には、その人に確認してもらいましょう。

無料オンラインゲームの高額請求に注意！！

ゲームは無料でも、遊ぶためには携帯電話の「通信費」がかかります。また、アバター（ネット上で自分の分身となるキャラクター）やゲームで使うアイテムの購入にお金がかかることもあります。夢中になっていると、気づかないうちに請求が何十万円にもなってしまうこともあるので注意が必要です。

対策

オンラインゲームで遊ぶときは、必ず誰の人に相談し、小さな文字で書かれている利用の決まりを読んでもらいましょう。また遊んでいい時間、使っていない金額を決め、その約束を守って利用すると安心です。

モデル・オーディション詐欺に注意！！



モデルにスカウトされたあと、高額なレッスン料を請求されたり、オーディションの審査料や写真さつえい料などを請求されたりします。お金を請求するだけで、芸能事務所としての活動をほとんどしていない会社がたくさんあるので要注意です。

対策

子どもだけで歩いているときに、知らない人に声をかけられても、ついて行ってはいけません！ 名刺を渡されたら、家の人に信用できる相手かどうか調べてもらいましょう。



「これってアヤシクない？」「こまったな…」などと思ったときは、一人でなやまず、できるだけ早く身近な大人に相談しましょう。

消費生活に関する相談を受ける窓口
消費者ホットライン ☎
 家の近くにある消費生活センターを

東大和市消費生活センター 電話 042



消費生活センターでは 皆様からの相談を受け付けています

消費生活センターとは？

地方公共団体が運営する「消費者のための相談業務を行う機関」です。消費生活専門の相談員が悪質商法による被害や商品事故の苦情など、消費生活に関する相談に応じるほか、消費者啓発や消費者出前講座など、消費生活の安定と向上を図るための各種業務を行っています。



相談できる主な内容

契約や取引に関するトラブル

「悪質商法の被害にあった」「契約や取引内容に不審な点がある」などの相談に応じます。

- 「家の点検に来た」と業者が訪ねてきたが、信用してもいいか？
- 高齢の母が次々と見知らぬ業者に商品を購入させられている。返品することはできるだろうか？
- 「必ずもうかる」と誘われ、ある事業に出資したが、配当金の支払いが一度もなく不安だ。



このような
対応をします

苦情・相談に応じて、対処が必要な場合は各種法律に基づいて交渉方法の助言やあっせんなどをして、問題解決のための手助けをします。
具体的な対処方法は、発生した問題の内容や状況などによって異なります。相談の際には、契約書や申込書などの関係書類を用意し、「どのようなことで困り、どうしたいのか」などについて相談員にお伝えください。

商品の使用による事故

商品を使用して事故が起こったり、危ないと感じたときは、消費生活センターまでご連絡ください。

- 説明書通りに使用していた電化製品から突然火が出た。
- ある食品を食べたら、下痢や嘔吐の症状が出た。
- ベビーカーを折りたたもうとしたら、子どもの指が挟まれてしまった。



多重債務(借金)の相談

複数の金融業者からお金を借りて、支払い困難に陥ってしまっても、解決方法があります。相談内容が外部に漏れることはありませんので、一人で悩まず、安心してご相談ください。



商品やサービスに疑問を感じたとき

「衣類をクリーニングに出したら、シミがついて戻ってきた」「インターネットでの個人情報の扱われ方に不安がある」といった、商品やサービスの品質や安全性に疑問を感じたときは、お気軽にご相談ください。



相談 **東京くらしねっと** 3・4

「**ライン**」へ連絡ください

「どこに連絡すればいいかわからない」。
消費生活センターや相談窓口は、年末年始を除いて毎日つながります。
相談をしている場合は、そちらの電話番号へおかけください。

8 (イヤヤ!)

042-563-2111 (内線 1713)

そうした場
お近

東



関連資料として下記資料が展示(持ち出し自由)されておりました。

**悪質商法かも!?
勧誘されたら188番**

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン 188

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155

**きっかけはSNS!?
それ、悪質商法かも!**

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン 188

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155

**小学生の
消費生活サポートブック**

**みんなで
ステップ
アップ!**

著者 東京都立大学 消費生活学 西村隆男

東大和市消費生活センター

**中学生の
いいね! 消費者ライフ**

—みんなでつくりよう消費者市民社会—

著者 東京都立大学 消費生活学 西村隆男

東大和市消費生活センター

知って みこう!

クレジットのルール 利用のポイント

「クレジット」は、商品やサービスの代金を
後払いにする仕組みです。消費者の「信用」をもとにした契約で、
正しく利用すれば便利で効率的な決済手段となります。
ただし、利用には、制限額や返済方法、契約書、カードの裏面のなどにより、
守らなければならない様々なルールがあります。
このパンフレットでは、クレジットを実際に利用する流れの中で、
利用するための大切なルールとポイントを紹介しています。

日本クレジット協会

「だまされリスク」チェック!

日常には様々なリスクが潜んでいます。
あなたの身近に「被害にあるリスク」をチェックしておきましょう。

あてはまる項目に を入れてみましょう。

- 自分の個人情報は悪徳業者に知られていないと思う
- スマホなど内容をすべて理解することなく契約したことがある
- SNSで知らない人から友達リクエストやDMが来たことがある
- 友人から仕事やアルバイトを紹介されたことがある
- 高額なものをひとりて決めて契約・購入したことがある
- 他人の外見から信頼できるかどうか判断できると思う
- 自分を盗め多くの人は詐欺を見られると思う
- 日常的にあいさつ以上の会話をする友人がいない

なぜリスク? 被害で 心療学会が解説

知らない人から 友達リクエスト?

友人から アルバイトの紹介?

国民生活センター

あなたの周りに 悩んでいる人がいたら、 このチラシを渡して!

悪質な ホストクラブに注意!

悩みがあったら、 すぐ相談を!

ホストクラブに借金・ツケがたまって払えない!

ツケがたまり、ホストから脅威を勧められた!

自分がホストクラブにばかり、多額の借金を背負い回っている!

相談先は裏面へ!

ホストクラブでの高額な請求等に関する トラブルの相談が寄せられています!

マッチングアプリやSNSなどでの出会いを利用してホストクラブに
誘われる事例もあります。いやだと思ったらさっぱりと断りましょう。

※寄せられた相談事例をもとに一部再構成しています。

高 額 請 求

- マッチングアプリで知り合った男性がホストで、店で会いたいと誘われて行ったら、高額な飲食代金を請求された。
- ホストクラブで、高額なシャンパンをホストに注文され、サインしないと帰さないと言われたので、怖くなって仕方なくサインしてしまった。
- ホストに囲まれて、高級シャンパンを勧められ、酔って覚えていない状態で最後は100万円を超える高額な支払いをクレジットカードでしてしまった。
- ホストクラブで身に覚えのない高額な請求をされたので、明確を求めたが、「明確はない」と言われた。

脅 迫 的 な 取 り 立 て

- 娘がホストクラブにばかり、数百万円を請求されている。払わないと勤務先に取り立てていくと脅かされている。

風 俗 店 で 働 か さ れ そ う に な っ た

- ホストクラブで高額な飲食代金を請求され、お金が無くて払えないという。風俗店で働けと言われた。

高額請求や多重債務で困ったときは、消費者ホットライン188や、自治体の無料弁護士相談などに相談しましょう。

借金や返済の取り立てを受けたり、ばかや悪徳に相談!

消費者ホットライン 電話 188
東京都消費生活総合センター 電話 03-3235-1155